

# 笠間市内において 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更の際は、笠間市への届出が必要です

平成23年4月1日から施行された改正土壤汚染対策法第4条の規定により、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更をしようとする方は、形質変更をしようとする30日前までに、笠間市に対して、形質変更する旨の届出をする必要があります。

市は、届出対象地について地歴等の調査を実施し、土壤汚染のおそれありと判断した場合は、土壤汚染状況調査の実施を命令します。

市の命令を受けた場合は、法に基づいた土壤汚染状況調査を行い、市に報告する義務が生じます。

## <届出書類> (正副各1部)

- ① 土地の形質の変更届出書 (土壤汚染対策法施行規則様式第6)
- ② 形質変更する部分を明示した図面 (盛土部分と掘削部分が区別表示されているもの)
- ③ 形質変更する位置を示す土地の近隣図 (測量した実測図等)
- ④ 登記事項証明書 (登記簿謄本) ※写しでも可
- ⑤ 公図 ※写しでも可
- ⑥ 建物・施設配置図
- ⑦ 土地の形質変更の断面図
- ⑧ 土量計算書 (盛土面積が掘削面積より広い場合)
- ⑨ 土地利用履歴
- ⑩ 地歴に係る資料 (例: 住宅地図, 空中写真等)
- ⑪ 有害物質の使用に関する資料 (有害の物資使用, 保管, 埋設)
- ⑫ その他の資料 (例: 対象地の土壤・地下水汚染の調査報告書 <自主調査を行った場合>)

※ ①～②及び④は法に規定された書類。③及び⑤～⑧は審査の際に必要な書類。⑨～⑪は保有する情報があれば提出していただきたい書類。その他、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

届出の方法等、詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

担当課：笠間市 資源循環課

住 所：笠間市中央三丁目2番1号

電 話：0296-77-1101 (内線128・129)

### 3,000㎡以上の形質変更の際の届出に関するQ&A

Q. 形質変更とは、どのような行為ですか？

A. 土地の形状または性質を変更することで、土地の掘削を伴う行為のことです。  
(例) 建物の新築・解体、土地の造成、区画整理、地下構造物の設置・撤去、道路工事、樹木等の抜根作業等

Q. 3,000㎡以上の形質変更であれば、すべて届出の対象となりますか？

A. 掘削のみではなく、盛土や整地も含め、全体の面積が3,000㎡を超えれば、原則としてすべてが届出の対象となります。

ただし、例外として、次のものは届出の対象外となります。

- ① 盛土しか行わない場合
- ② 形質変更の深さが最大50cm未満であり、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- ③ 農業を営むために通常行われるもので、区域外へ土壌を搬出しない行為
- ④ 林業の用に供する作業路網の整備で、区域外へ土壌を搬出しない行為
- ⑤ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更

Q. 届出する際に、地歴等調査を実施する必要があるのですか？

A. 届出する際に地歴等調査を実施する必要はありません。ただし、届出対象地の地歴情報を「土地利用履歴情報」に記載して下さい。また、資料を保有している場合は届出の際に添付して下さい。

Q. 市が実施する地歴等調査とはどのような調査ですか？

A. 法令等に基づいて提出された公的な届出資料や、自主的に提出された土壌汚染状況調査報告書等により、地歴等の調査を実施します。

Q. どのような土地について調査命令されるのですか？

A. 市が実施する地歴等調査の結果、下記の条件に1つでも該当する土地について、調査命令します。

- ① 有害物質が埋設、飛散、流出、漏洩、地下浸透した土地
- ② 有害物質の使用等が行われた土地
- ③ 有害物質が保管された土地
- ④ 自主調査等により、汚染が明らかである土地
- ⑤ その他①から③までと同等である土地